

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	群馬県知事 第1号
指定の有効期間	令和3年8月10日から令和8年8月9日まで
機関の名称	公益財団法人 群馬県建設技術センター
主たる事務所の住所	前橋市大渡町一丁目10の7 電話番号027(251)6749
代表者氏名	理事長 岩下 勝則
業務区域	群馬県全域（都市計画区域又は法第6条第1項第4号に規定する群馬県知事が指定する区域に限る。）
指定区分	1. 床面積の合計が500平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令第146条第1項各号に掲げる建築設備を含む。）の建築確認、中間検査及び完了検査 2. 工作物の建築確認、中間検査及び完了検査
取り扱う建築物等	1. 次に掲げる一戸建住宅、共同住宅及び長屋住宅 （1）1号のもの（構造計算書添付不要物件） （2）認証型式部材等を有するもの （3）4号のもの 2. 1の計画に含まれる建築基準法施行令第146条第1項の昇降機 3. 1の計画に含まれる建築基準法施行令第138条第1項の工作物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査